

令和3年8月25日

保 護 者 様

大阪市教育委員会
大阪市立苅田小学校
校長 長谷由紀夫

新型コロナウイルス感染症の予防について（お願い）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

保護者のみなさまには、これまでも、新型コロナウイルス感染症に対して、お子様の日常の健康状態の把握や感染症予防をお願いしているところです。現在、大阪府への「緊急事態宣言」が実施されており、みなさまにも感染拡大防止のお願いが行われていることから、引き続き、次のとおり、お子様の健康状態の把握ならびに感染症予防の指導について、よろしくご理解ご協力をお願い申しあげます。

記

1 日常の健康状態の把握

- お子様の毎朝の検温、健康状態をご確認いただくようお願いします。
- 健康観察表に、体温や体調の記入をお願いします。
- 健康観察表は毎日、登校時に持参させてください。
- ご家族においても、毎日健康状態を把握し、健康観察表へもご記入をお願いします。

2 学校への連絡・家庭での休養のお願い

お子様を含む同居家族のどなたか1人でも、かぜの症状や発熱が続く場合には、必ず学校へ連絡をいただき、登校を控えて休養をさせるようお願いします。
この場合も出席停止として扱います。

※新型コロナウイルス感染症により出席停止となる場合の基準

○ 咳・発熱などのかぜの症状がみられる場合

咳・発熱（37.5度前後または体温が平熱より1度程度高い場合等）・のどの痛み・鼻水・息苦しさ・だるさ・頭痛・腹痛・下痢・吐き気・嘔吐・関節痛・筋肉痛などの症状がある、におい・味がしない等、平常と異なる体調の場合

（裏面に続きます）

医療機関を受診した場合は、医師が指示する期間まで家庭で休養してください。なお、医療機関を受診しなかった場合は、症状が治っても、治った翌日・翌々日は家庭で休養してください。 ※体調不良で早退した場合も同様です。

- お子様の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合
- お子様の同居家族がPCR検査、抗原検査を受検することとなった場合
- 同居家族に、新型コロナウイルス感染症を疑い、かかりつけ医療機関等に相談すべき症状がみられる場合

3 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応

- 次のいずれかの症状がある方は、かかりつけ医療機関（夜間・休日やかかりつけ医がない場合は、新型コロナ受診相談センター）にご相談ください。また、学校へもご連絡ください。
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の強い症状のいずれかがある
 - ・かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。）、基礎疾患等のある方は、これらの症状がある場合
- ※「新型コロナ受診相談センター」（電話 06-6647-0641）
- かかりつけ医療機関等から受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

4 新型コロナウイルス感染症の予防

- 日中を含め、不要不急の外出（特に20時以降）は控えましょう。
- 十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事を心がけてください。
- 手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前、トイレ後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ後などにこまめに流水と石けんで手を洗ってください。
- 咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。
- 帰宅後は、手や顔を洗い、できるだけすぐに着替えてください。
- 1～2時間に一度、5～10分程度窓を大きく開けて部屋の換気を行い、室内の空気を入れ換えてください。